

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年5月22日
【会社名】	株式会社ツノダ
【英訳名】	TSUNODA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角田 重夫
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字三ツ淵字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	E S 部マネージャー 渡邊 雅樹
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字三ツ淵字東播州1604番地 1
【電話番号】	0568 - 72 - 2331（代表）
【事務連絡者氏名】	E S 部マネージャー 渡邊 雅樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,670,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 168,870,000円
	（注）1．本募集は、平成24年5月22日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	500個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	3,670,000円
発行価格	7,340円 （注）発行価格は、第三者評価機関であるトラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格（小数点以下2位未満の端数は四捨五入）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた結果を参考に決定したものであります。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年5月31日以降同年6月6日まで
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社ツノダ E S 部（またはその時々における当該業務担当部署）
払込期日	平成24年6月26日
割当日	平成24年6月6日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行名古屋支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

（注）1 本新株予約権証券は、平成24年5月22日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2 申し込み方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものといたします。

3 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役・監査役・従業員・常任顧問契約等を締結している社外協力者（以下、「顧問等」という）に対して割り当てられるものであります。

4 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数の内訳は以下のとおりであります。

割当予定先	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	3名	195個
当社の監査役	2名	45個
当社の従業員	6名	60個
当社の顧問等	4名	200個
合計	15名	500個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、当社普通株式の単元株式数は、1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1．新株予約権の目的となる株式の総数は500,000株であります。 2．各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1,000株といたします。ただし、付与株式数は「（注）1．付与株式数の調整」の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、330.4円（以下「行使価額」とする。）に付与株式数を乗じた金額といたします。ただし、行使価額は「（注）2．行使価格の調整」の定めにより調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	165,200,000円（注） （注）新株予約権の権利行使により発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であり、330.4円に新株予約権の目的となる株式の総数（500,000株）を乗じた金額を記載しています。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を付与株式数で除した額といたします。 2．資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
新株予約権の行使期間	平成24年6月27日から平成29年6月26日までとします。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に該当するときにはその前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1．新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ツノダ E S 部（又はその時々における当該業務担当部署） 2．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行名古屋支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとします。 2. 上記1.の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者の相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使することができるものとします。 3. 上記1.及び2.に定める場合を除き、新株予約権の相続による承継は認めないものとします。 4. 新株予約権者は、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権を行使することはできないものとします。 5. 新株予約権者は、新株予約権の発行後において、以下の乃至に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとします。 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 新株予約権者が当社の監査役である場合において、会社法第335条第1項及び第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合 新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合 禁錮以上の刑に処せられた場合
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使期間内に、株式会社名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の40%に相当する金額を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を時価で取得することができるものとします。「時価」については、当該日の前日の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、直近で終値があった日の終値）を基に、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格（小数点以下2位未満の端数は四捨五入）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。 2. 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 3. 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。 4. 新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう、以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式といたします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定いたします。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定いたします。</p> <p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定いたします。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 付与株式数の調整

割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注) 2.(2)の規定を準用するものといたします。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

2. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）といたします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入いたします。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数といたします。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによるものといたします。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用いたします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用いたします。

(3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日以降、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものといたします。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとします。

4. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要な事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものといたします。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものといたします。

5. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となります。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行います。

6. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。

7. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的である株式については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があります。

8. 発行可能株式総数

19,735,000株

9. 株主名簿管理人の名称及び住所並びに営業所

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
168,870,000	5,000,000	163,870,000

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がある権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

（2）【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるため、及び、監査役の適正な監査に対する意識をさらに高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図るため、顧問等の報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより経費削減を図るためのストックオプションの付与を目的として、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問等に対し、適正な払込金額にて本新株予約権を発行するものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。また、資金の払込は、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及びその時期を資金計画に織込むことは困難であります。従いまして、手取金は、運転資金に充当する予定ではありませんが、具体的金額については、払込のなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定 先の概要	氏名	角田 重夫
	住所	愛知県名古屋市昭和区
	職業の内容	会社役員（当社代表取締役社長）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	個人で、当社普通株式を平成24年5月22日時点で当社普通株式318,500株を保有しております。なお、同氏が代表取締役をしております愛知小牧産業株式会社（本店所在地：愛知県小牧市大字三ツ淵字東播州1604番地1）は、平成24年5月22日時点で当社普通株式1,205,871株を保有しております。
	人事関係	当社代表取締役社長
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、同氏が代表取締役をしております愛知小牧産業株式会社に貸付管理業務の委託をしております。

a 割当予定 先の概要	氏名	飯嶋 友巳
	住所	愛知県小牧市
	職業の内容	会社役員（当社取締役）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	麦島 善光
	住所	静岡県熱海市
	職業の内容	会社役員（当社社外取締役）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社社外取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	河野 達司
	住所	愛知県長久手市
	職業の内容	会社役員（当社監査役）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社普通株式を平成24年5月22日時点で10,005株保有しております。
	人事関係	当社監査役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	中根 浩二
	住所	愛知県名古屋市中区
	職業の内容	弁護士 会社役員（当社社外監査役）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社社外監査役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	渡邊 雅樹
	住所	愛知県丹羽郡大口町
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	塩屋 貴達
	住所	愛知県名古屋市中区
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	北川 絹子
	住所	愛知県名古屋市東区
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	太田 勝久
	住所	愛知県名古屋市千種区
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	亀田 圭介
	住所	愛知県名古屋市中川区
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	岡田 拓也
	住所	愛知県一宮市
	職業の内容	会社員（当社従業員）
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社従業員
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定 先の概要	氏名	角田 安正
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	コンサルタント
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社普通株式を、平成24年5月22日時点で6,000株保有しております。
	人事関係	当社経営監督委員会顧問
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と顧問契約の取引関係があります。同氏は、当社との間の平成17年4月8日付コンサルティング業務委嘱契約書に基づき、当社経営監督委員会顧問として、経営・マネジメント管理及び自転車事業・WEB販売に関する助言を当社にしております。

a 割当予定 先の概要	氏名	露木 正人
	住所	東京都中野区
	職業の内容	公認会計士
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社普通株式を、平成24年5月22日時点で23,000株保有しております。
	人事関係	当社会計税務顧問
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と会計税務顧問契約の取引関係があります。同氏は、当社と露木公認会計士事務所との間の平成18年6月1日付業務委嘱契約書、及び、平成21年6月30日付アドバイザー業務委託契約書に基づき、当社会計税務顧問として、経理業務（会計帳簿の記帳、財務書類の作成）等、税務業務全般等に関して助言を当社にしております。また、同氏は、当社取締役を平成14年9月から平成18年5月まで務めていました。

a 割当予定 先の概要	氏名	林 享
	住所	愛知県名古屋市中区
	職業の内容	公認会計士
b 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社内部監査人
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と会計顧問契約の取引関係があります。同氏には、当社と林会計事務所との間の平成20年10月1日付内部監査業務委嘱契約書に基づき、当社内部監査人として、法令定款・諸規程に従った会社運営を行っているか否か、会社財産の保全が適切であるか否か、業務が効率的に行われているか否かといった内部監査業務を委嘱しております。

a 割当予定先の概要	氏名	田中 清隆
	住所	愛知県名古屋港区
	職業の内容	弁護士
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社経営監督委員会法務顧問
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と法務顧問契約の取引関係があります。同氏は、当社とテミス総合法律事務所との間の平成19年1月1日付顧問契約書に基づき、当社法律顧問として、法律相談全般を助言しております。また、当社の内部通報制度の窓口を依頼しております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成24年5月22日現在のものです。

c . 割当予定先の選定理由

「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」において記載いたしましたとおり、当社は、当社の取締役・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるため、及び、監査役の適正な監査に対する意識をさらに高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図るため、顧問等の報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより経費削減を図るためのストックオプションの付与を目的として、当社の取締役・監査役・従業員及び顧問等を新株予約権の割当予定先に決定しました。

d . 割り当てようとする株式の数

氏名	株式数（株）
角田 重夫	90,000
飯嶋 友巳	35,000
麦島 善光	70,000
河野 達司	15,000
中根 浩二	30,000
渡邊 雅樹	20,000
塩屋 貴達	20,000
北川 絹子	5,000
太田 勝久	5,000
亀田 圭介	5,000
岡田 拓也	5,000
角田 安正	70,000
露木 正人	70,000
林 享	30,000
田中 清隆	30,000

（注） 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

e．株券等の保有方針

当社は、新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、各自に割り当てられる新株予約権の発行価格に相当する現金を保有していることを、各自の預金通帳の写しを閲覧することにより、割当予定先の払込みに要する財産の存在を確認するとともに、自己資金である旨について口頭により確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先のうち当社の役員及び従業員である者につきましては、当社はそもそも当社の内規（行動指針及びコンプライアンス規程を含みます。以下同じ。）により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除しているところではございますが、当社は、当社内の内規に従いE S部及び監査役会が中心となり反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について不定期に聞き取り調査をおこなっており、今回の決議に先立ち割当予定先を含む全役員及び全従業員からE S部が同様の聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち、当社の役員及び従業員である者につきましては、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

また、割当予定先のうち顧問等につきましても、当社はこれまでも当社の内規により反社会的勢力との一切の取引等の関りを排除する一環としてE S部により反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について調査しておりますが、角田安正氏は、元ブリヂストンサイクル株式会社専務取締役であり、平成14年から当社顧問として、自転車部門並びに経営全般に関して助言を当社にしております。露木正人氏は、K P M G東京事務所監査部門（現あずさ監査法人）を退所された後、露木公認会計士事務所を開設されました。同氏は、日本公認会計士協会租税調査会、国際租税専門部会専門委員や、G C A株式会社（東証マザーズ上場）監査役、当社取締役、慶應義塾大学大学院商学研究科特別招聘教授（非常勤）を務められていた時期があります。同氏は、上場支援、会計・税務顧問業務、国際税務コンサルティング等に従事しており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しております。林亨氏は、監査法人トーマツ名古屋事務所退所後、林亨公認会計士事務所を設立されました。同氏は当社内部監査人として内部監査を担当していただいております。田中清隆氏は、テミス総合法律事務所の代表パートナー弁護士であり、過去に、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員長、名古屋弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長を務められており、上場会社に求められる反社会的勢力の排除の義務についても熟知しているだけでなく、現在も反社会的勢力と対峙する最前線に立たれております。上記経歴からも判りますように、顧問等は反社会的勢力と何らかの関りを持つような方々ではありませんが、今回の決議に先立ち顧問等からE S部が反社会的勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先のうち顧問等につきましても、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使価額等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。また、独立した第三者機関であるトラスティーズ・コンサルティング有責任事業組合（東京都千代田区）（以下「算定機関」といいます。）に新株予約権の価格算定を依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、リスクフリーレート及び配当利回り等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるブラック・ショールズ・モデルを用いて新株予約権の理論的価値を算定しております。

本新株予約権の発行は、当社の取締役・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるため、及び、監査役の適正な監査に対する意識をさらに高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図るため、顧問等の報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより経費削減を図るためのストックオプションの付与を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれることを勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的、定性的に十分に総合的に検討いたしました。

その結果、新株予約権の発行価格は、新株予約権を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであり、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。

また、本新株予約権の割当を受けない1名を含む監査役3名全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けると共に、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数7,735,000株（議決権数4,869個）に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は500,000株（議決権数500個）であり、発行済株式数に対して最大で6.46%（総議決権数に対する割合9.31%、ただし、新株予約権の行使に際して当社が保有する自己株式2,786,000株（平成23年12月31日現在）より割当てを行うことを前提としております。）の希薄化に過ぎません。

本新株予約権の発行は、当社の取締役・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めるため、及び、監査役の適正な監査に対する意識をさらに高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図るため、顧問等の報酬の一部を有償ストックオプションとすることにより経費削減を図るためのストックオプションの付与を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ツノダ	愛知県小牧市大字三ツ瀧字 東播州1604 - 1	2,786	- %	2,286	- %
愛知小牧産業株式会社	愛知県小牧市大字三ツ瀧字 東播州1604 - 1	1,205	24.75%	1,205	22.44%
角田 重夫	愛知県名古屋市中区昭和区	318	6.53%	408	7.60%
細川 幸祐	東京都八王子市	313	6.43%	313	5.83%
松澤 孝一	茨城県水戸市	255	5.24%	255	4.75%
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区栄3丁 目14 - 12	200	4.11%	200	3.73%
池本 治	広島県広島市西区	188	3.86%	188	3.50%
株式会社シマノ	大阪府堺市堺区老松町3丁 77	150	3.08%	150	2.79%
猪子 公子	愛知県名古屋市中区千種区	147	3.02%	147	2.74%
花房 太郎	奈良県北葛城郡上牧町	134	2.75%	134	2.50%
計	-	5,696	59.77%	5,286	55.88%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年12月31日現在のものです。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年12月31日現在の発行済株式総数に今回の第三者割当により割り当てる予定の新株予約権の目的である普通株式の総数500,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年5月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第75期事業年度）提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月22日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成23年9月27日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成23年9月22日開催の当社第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年9月22日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第6号議案まで） >

第1号議案 第75期（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）計算書類承認の件

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

配当総額24,742,525円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年9月26日

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 新たな機関として、監査役会および会計監査人を設置する。

(2) 第4章から監査役に関する規定を削除し、第5章に監査役および監査役会の規定を設ける。

第4号議案 取締役3名選任の件

取締役として、角田重夫、飯嶋友巳、麦島善光を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、河野達司、魚住直人を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、みかさ監査法人を選任する。

<株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案 定款一部変更の件

- (1) 会計帳簿閲覧の新設
- (2) 招集の変更
- (3) 報酬等の変更
- (4) 目的の変更
- (5) 累積投票による取締役の選任

第8号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当総額74,227,575円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年9月26日

第9号議案 取締役1名解任の件

角田重夫取締役を解任する。

第10号議案 取締役1名解任の件

河野達司取締役を解任する。

第11号議案 取締役1名解任の件

飯嶋友巳取締役を解任する。

第12号議案 監査役1名解任の件

中根浩二監査役を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 第75期計算書類承認の件	2,947	892	-	(注)1	可決(68.84%)
第2号議案 剰余金の処分の件	2,910	924	-	(注)1	可決(67.97%)
第3号議案 定款一部変更の件	2,946	893	-	(注)2	可決(68.83%)
第4号議案 取締役3名選任の件					
角田 重夫	2,916	923	-		可決(68.13%)
飯嶋 友巳	2,927	912	-	(注)3	可決(68.39%)
麦島 善光	2,927	912	-		可決(68.39%)
第5号議案 監査役2名選任の件					
河野 達司	2,958	881	-		可決(69.11%)
魚住 直人	2,947	892	-	(注)3	可決(68.86%)
第6号議案 会計監査人選任の件	2,984	857	-	(注)1	可決(69.72%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

< 株主提案（第7号議案から第12号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第7号議案 定款一部変更の件	1,165	733	-	（注）1	否決（27.22%）
第8号議案 剰余金の処分の件	1,369	658	-	（注）2	否決（31.99%）
第9号議案 取締役1名解任の件	1,239	659	-	（注）3	否決（28.95%）
第10号議案 取締役1名解任の件	1,208	690	-	（注）3	否決（28.22%）
第11号議案 取締役1名解任の件	1,208	690	-	（注）3	否決（28.22%）
第12号議案 監査役1名解任の件	1,233	665	-	（注）1	否決（28.81%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成が確認できた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立した（株主提案については、否決されることが明らかになった）ため、本株主総会出席の株主のうち、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第75期)	自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日	平成23年9月26日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第76期第3四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月7日

株式会社ツノダ
取締役会 御中

みかさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 幸一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小橋川 保子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツノダの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第76期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツノダの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月23日

株式会社ツノダ

取締役会 御中みかさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小橋川 淳一 印
----------------	-------	----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安田 幸一 印
----------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツノダの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツノダの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツノダの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ツノダが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年9月22日

株式会社ツノダ

取締役会 御中

みかさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小橋川 淳一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 幸一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツノダの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツノダの平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツノダの平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ツノダが平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。